

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育成果を上げるための具体的方策

(学士課程)

- 1) 英語によるコミュニケーション能力向上を目指すために、クラス編成の仕方について検討を行う。また、情報化社会に適切に対応するため、情報倫理を含む「情報リテラシー」等を新たな科目編成で実施する。
- 2) 履修年次を設定するなど学士課程を通じて履修できるような仕組みを全学共通教育推進機構において検討する。
- 3) 書く力、発表する力を向上させるために本学で行われてきた優れた実践例を取り上げて、教育方法の研修を行う。
- 4) 学年ごとの履修の仕方について、履修モデル等に従って学生に十分説明し、学びの体系性と道筋を理解させる。
- 5) 情報倫理を含む「情報リテラシー」を新たな科目編成の中で開講する。

(大学院課程)

- 6) 大学院における教育の成果・効果を総合的に分析するため、修了時調査を行う。

イ 卒業後の進路等に関する具体的方策

- 7) 引き続き、1・2回生を対象とするキャリアデザインセミナーを含め、学年進行に応じた各種講座を開催し、学生の就職活動を支援する。
- 8) 専門分野に応じた国家試験・資格試験の高い合格率を維持するための取組みを強化する。
- 9) 「人間探求学」の授業、留学説明会・留学体験発表会の開催、関連情報の提供により大学院への進学や留学も視野に入れた進路設計を支援する。

ウ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 10) 専門分野に応じた国家試験・資格試験の高い合格率を維持するための取組みを強化する。さらに学生の学外での各種活動への参加状況を把握する。
- 11) 大学院における教育の成果・効果を総合的に分析するため、修了時調査を行う。(再掲)

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(学士課程)

- 12) 引き続き、アドミッションポリシーをよりよく反映させた選抜を行う。
- 13) 入学選抜方法が適切であるかどうかについて追跡調査を行う。

(大学院課程)

- 14) 海外の大学との新たな学術交流協定を締結し留学生の受入れを容易にする。

イ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- 15) 留学のための説明会や相談会を継続実施するとともに諸外国の学生との英語によるコミュニケーションの機会を設ける。
- 16) 情報倫理を含む「情報リテラシー」を新たな科目編成の中で開講する。(再掲)
- 17) 学生ニーズに沿った単位互換が可能となるように、柔軟な制度運営を検討する。
- 18) 平成24年度のJABEE認定を目指して認定審査に向けた準備をする。

(大学院課程)

- 19) 各専攻で明示されている履修モデルと実際の履修状況とを比較調査する。
- 20) 外国人研究員等による英語での講演や、客員研究員等による英語での講義を行う。

ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

(学士課程)

- 21) 教員が直接入力できる学務事務管理システムの機能を活用してWEB版シラバスの充実を図る。
- 22) 書く力、発表する力を向上させるために本学で行われてきた優れた実践例を取り上げて、教育方法の研修を行う。(再掲)
- 23) インターンシップ受入事業所を新規に開拓し、インターンシップの充実強化を図る。

(大学院課程)

- 24) 審査付き学術誌への論文投稿を指導する。
- 25) 海外の大学との間で国際的な共同教育を行う。

エ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- 26) 学習到達度の評価および教育の質保証にとって必要な成績評価の厳密化を図る。

(大学院課程)

- 27) 複数指導体制を生かした成績評価方法を検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 28) 教員の選考にあたっては、引き続き面接・プレゼンテーション等の手法により、教育に関する能力を評価して採用する。
- 29) 教員の採用は原則として公募制によるとともに、学外者を選考委員に登用した選考審査を行うなど、引き続き、選考過程の客観性・透明性をより高めた教員選考を行う。
- 30) 人事計画に基づき、引き続き女性・社会人・外国人の積極的な任用に努める。
- 31) 学生の履修登録、シラバス作成等の電子化と事務手続きの簡素・効率化を図るため、学務事務管理システムの適正な運用を図る。

イ 教育環境の整備に関する具体的方策

- 32) 職員の専門能力向上、利用者教育の充実、学内外の学術情報にアクセスする検索ツールの充実など、レファレンス機能を強化する。また、引き続き土曜日開館を実施する。
- 33) 学務事務管理システムの運用にあわせてWEB版シラバスの改善を行うなど学生の自主的な学習を支援する。
- 34) ユーザ情報の一元管理、セキュリティの向上など、学内情報ネットワークの運用改善を図る。

また、CAI室、工学部CAD演習室、各学部情報室について次期システム更新に向けて情報収集と検討を行う。

ウ 教育活動の評価および評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 35) 教員の教育活動を向上させるために研修等の取組みを推進する。
- 36) 授業評価が授業改善に効果があることに鑑み、より多くの学生の意見が反映できるよう努める。

エ 授業改善に効果的なFD活動を行うための具体的方策

- 37) 学務事務管理システムの運用にあわせて、「履修の手引き」の内容の充実を図る。
- 38) 授業等の成果を出版し教材化する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談や生活相談、経済的支援に関する具体的方策

- 39) 学生支援センターと教員との連携を強めて、学生支援の充実化を図る。
- 40) 引き続き、人権問題研修会を中心として、教職員や学生に対する啓発や人権意識を高める研修会を実施する。
- 41) 留学生に対する奨学金情報の提供を充実するとともに、奨学金の選考過程の透明化を図る。
- 42) 成績の向上を促すように授業料減免制度を運用する。留学生にもこれを適用する。
- 43) 寄付金制度等を活用した本学独自の奨学金制度あるいは授業料減免について検討し、結論を得る。

イ 就職支援に関する具体的方策

- 44) キャリア形成教育を授業科目として整備することを検討する。
- 45) キャリア形成に向けた学生の意識調査を行い、キャリア形成教育の効果を検証しつつ、改善に努める。
- 46) 同窓会組織等との連携などによる卒業生と在学生との交流機会の確保・増加の方策について検討する。
- 47) インターンシップ受入事業所を新規に開拓し、インターンシップの充実強化を図る。(再掲)
- 48) 企業研究会の参加企業を主な対象として教育研究活動をアピールする機会を設ける。
- 49) 各学科単位での就職状況をホームページに掲載・更新するとともに、各学科毎に就職指導担当教員と事務局職員との連携を図り、学科の特性に応じた就職支援を行う。
- 50) 専門分野に応じた国家試験・資格試験の高い合格率を維持するための取組みを強化する。(再掲)

ウ 社会人学生・留学生等に対する配慮

- 51) 学生支援センターと教員との連携を強めて、社会人学生・留学生に対する支援を充実する。
- 52) 留学生の円滑な受け入れのため、日本語教育を充実させる。
- 53) 留学生との交流および知的資源の活用を図るとともに、本学とミシガン州立大学連合日本センター(JCMU)間の交通の利便性を確保する。
- 54) 引き続き、留学生支援会を活用しながら住居確保の検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策

- 55) 個々の教員が自由な研究テーマに基づき国際社会の未来に貢献するために行う研究に対して、引き続き特別研究費を配分するとともに、科学研究費補助金等の外部資金獲得への支援も行う。
- 56) 平成21年度にグループ化した研究者チームにより、文部科学省等の公募プログラム・プロジェクトへ申請する。
- 57) 低炭素社会の構築をめざした研究に、環境共生システム研究センターを中心として取り組むほか、琵琶湖環境科学研究センター等との共同研究などで琵琶湖に関する研究などにも積極的に取り組む。

イ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

- 58) 琵琶湖環境科学研究所や琵琶湖博物館との連携等により、琵琶湖とその集水域の人と自然の共生システムの構築をめざした研究を重点的に推進する。
- 59) 地域の特産物を活かした農産物や繊維などの「ものづくり」を支援する研究に引き続き取り組むとともに、ガラス工学研究センターを中心にガラス製造技術に関する国際レベルの研究を引き続き推進する。
- 60) 地域住民の健康の維持と増進を目指した、「看護」や「食」、「子育て」といった分野で、地域との連携等により研究開発に取り組む。
- 61) 我が国、特に「近江」の環琵琶湖地域と、これに多大な影響を与えてきたアジア圏にかかる地域研究を重点的に推進する。
- 62) 研究成果を踏まえて、政策提言を行う。

ウ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- 63) 大学情報データベースを活用して、研究者情報（総覧）をWEBにより国内外に公開するとともに、教育研究成果に関する国外への情報発信基盤として英語版ホームページの充実を図る。
- 64) 学内外で開催する公開講座、セミナーにおいて、教員の研究成果を引き続き公開するとともに、学生の研究成果の発表を教育に支障のない範囲で公開で実施する。
- 65) 教員の研究シーズデータの充実とホームページによる公開・発信を行うとともに、地域や企業ニーズを把握し、共同研究等をさらに促進する。

エ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策など

- 66) 平成21年度における評価項目の見直しの結果に基づいた自己評価を実施する。
- 67) 研究戦略委員会において、研究の質の向上のための施策、その基礎となる理系、文系の学問分野に応じた評価方法を策定する。
- 68) 平成21年度の年度計画について県法人評価委員会の評価を受ける。また、認証評価機関による認証評価において、研究活動の状況についての評価を受ける。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 69) 教育研究等において優れた業績を上げた教員を理事長報奨制度などにより顕彰する。
- 70) 教員の採用は原則として公募制によるとともに、学外者を選考委員に登用した選考審査を行うなど、引き続き、選考過程の客観性・透明性をより高めた教員選考を行う。（再掲）
- 71) 教員のグループ化を促進するため、具体的テーマを設定するとともに、特別研究費による支

援や外部資金獲得のための支援を引き続き推進する。

72) 国内外から優秀な研究者を客員教員または客員研究員として受け入れ、本学の活動に参画してもらうことにより研究の拡大と活性化を図る。

73) 学術交流協定を締結している大学等との研究者交流を推進し、共同研究の実施等を通じて、外国人教員を受け入れるための基盤を整備する。

イ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

74) 特別研究費において、大学として重点的に推進する研究を支援する経費としての重点領域研究経費を引き続き戦略的に配分するとともに、これにつながる研究者のグループ化、その活動についても支援する。

75) 研究成果の公表を促進するための新たな予算措置は困難であるので、Scopus、Cinii等のデータベースに収録されている学術誌等への投稿を引き続き支援、推進する。

ウ 知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策

76) 産学連携センターを通じて知的財産を移転する共同研究の継続的推進を図る。

エ 研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

77) Scopus等のデータベースを活用して、研究戦略委員会で検討する各学問分野に応じた研究評価基準の妥当性を調べ、研究の質の向上につなげる方策を策定する。

78) 研究戦略委員会において、平成21年度に策定した学内研究拠点形成のための研究テーマに基づき、学内の研究者による研究チームの組織化を促進する。

79) 研究戦略委員会において、研究テーマを選定し、長期的に支援していくための制度を検討する。

オ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策

80) 地域産学連携センターのコーディネータ機能の強化、充実を図り、企業等との受託研究、共同研究、技術開発推進体制を整備する。

81) 琵琶湖科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめとする県内の他の機関との共同研究を実施する。

82) 琵琶湖研究、低炭素社会の実現等の研究テーマによる若手研究者も含めた学内研究者のグループ化を進めることにより、組織的研究力の強化とあわせて若手研究者の育成を図る。

83) 学術交流協定を結んでいる海外の大学との研究者交流を推進するとともに、共同研究を立ち上げる。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

84) 地域貢献を担う3つのセンターの連携を進める実務体制を強化するために組織整備と人員配置の再編成を図る。

85) 引き続き公開講座、公開講義等を実施するとともに、地域のニーズに応じて講師を派遣する。

86) 近江環地域再生学座において、社会人を積極的に受け入れ地域リーダーを引き続き育成するとともに、地域との連携を密にする。科学振興調整費によるプロジェクトが終了年限を迎えるので、引き続き地域リーダーを養成する体制を準備する。

87) 近江楽座の活動を通じて地域活動への参画の機会を提供するとともに、インターンシップ受入事業所を新規に開拓し、インターンシップの充実強化を図る。

88) 地方自治体等からの要請に応じ、引き続き各種審議会の委員などに積極的に参加する。

(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

89) 環境共生システム研究センターおよび地域産学連携センターを強化するとともに、日常的な連携協力関係を強化するために、経済団体等との協力関係を築く。

90) 事業化に結びつく制度資金を獲得し、これを活用して、大学の知的財産権を活用した、事業化、技術移転の促進を目指す。

91) 地域産学連携センターのコーディネータ機能の強化、充実を図り、企業等との受託研究、共同研究、技術開発を推進する。さらに、教員、特に赴任して間もない教員の研究発表会を大津等で開催し、企業と教員との結びつきを作っていく取り組みを新規に実施する。

92) 学内外での実施、さらには、産業支援プラザ等の他機関開催のニーズ・シーズマッチングの機会を活用し、積極的に県内企業経営者等に対する技術相談、技術指導等を行う。

(3) 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策

93) 環びわ湖大学コンソーシアムの新たな取り組みに積極的に参画し、大学間連携を強化する。

94) 彦根3大学の連携強化を図るとともに、環びわ湖大学コンソーシアムの新たな取り組みに積極的に参画し、ネットワークを構築する。

95) 彦根3大学連携および環びわ湖大学コンソーシアムとの連携の下、多様な科目の提供に向けた取り組みを行う。

96) 高大連携事業の具体的な進め方について検討を行い、より円滑に事業が進められるよう方向付ける。

(4) 他諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

97) ジャハングルナガル大学（バングラデシュ）との学術交流協定を締結し交流を行う。

98) 日本語教育の科目と内容を充実させる。また国際的な共同研究の立ち上げを図る。

99) ミシガン州立大学連合日本センター（JCMU）との連携をさらに強化する。

100) 中国やバングラデシュをはじめアジアの諸大学との共同研究等を通じて、学術交流の推進や地域課題の解決に取り組む。

101) 教育研究成果や大学の国際化への取り組みなどを海外へ発信するため、英語版ホームページの充実に努めるとともに継続的な推進体制づくりを進める。

II 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

102) トップの意思決定を学内に浸透させる仕組みづくりを行う。学内における情報収集の強化を図るとともに、マスコミ等を利用した情報発信を引き続き積極的に行う。

(2) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

103) 引き続き、学内委員会において幅広い観点から審議を行うため、可能な限り学外者を加える。

(3) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

104) 学内研究拠点の形成を促進し、これを支援するため、特別研究費、学長裁量経費、外部資金間接経費等を有効に活用するとともに、地域社会の要望が強い研究や、大型プロジェクトに繋

がりうる研究に対して、戦略的な資源配分を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

105) 将来構想委員会において検討している本学の中長期的なビジョンである将来構想に基づき、特に国際化に対応するための教育研究組織のアウトラインや地域再生に関する教育研究プログラム（ポスト近江環人地域再生学座）の実施方法等の具体化を決定する。

106) 研究マネジメントの経験がある教員の組織化を進めるとともに、大学院における研究マネジメントに関連する講義科目について引き続き検討する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

107) CNS（専門看護師）教育課程の設置申請を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

108) 人事計画に定める定数表に基づき、法人の自律的な管理のもとで適正な定数管理を行う。

109) 人事方針に定める選考方法により、教育研究に関する能力を具体的に評価する。

(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

110) 人事方針に基づき、引き続き原則として公募により採用する。

111) 任期制、年俸制を継続して実施する。

(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

112) 教員の業績評価を給与に反映させるシステムを検討する。

(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

113) 兼業・兼職の現状を分析し、課題を抽出するとともに、兼業・兼職規制の見直しを検討する。

(5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

114) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。また、託児が必要な教職員を支援するしくみについて制度化する。

(6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

115) 引き続き法人職員の計画的な採用を行い、適切な部署に配置することで事務体制の強化を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

116) 効率的な事務組織を構築するため、引き続き、事務組織の見直しを行う。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

117) 学務事務管理システムの運用に合わせて履修登録やシラバス作成等の電子化を進め事務の効率化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 公正で効率的な財務運用を達成するための措置

(1) 限られた資源を効率的に配分するための措置

118) 平成21年度の配分結果や予算削減状況を踏まえて、一般研究費および特別研究費の配分方法等を見直し、効果的な配分を行う。

(2) 使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置

119) 財務システム、事務手続きの見直しを引き続き行い、事務の効率化、経費節減に努める。

120) 引き続き、研究費・実験実習費をより使いやすくするための研究費執行マニュアルを改正するとともにQ&Aを作成し、わかりやすいものにする。

2 自己収入を増加するための措置

(1) 授業料・入学料収入を確保・増加するための措置

121) 他の国立大学等の基準を参考に、授業料を適正な水準に定める。また、教職員間およびグループ間の連携により、引き続き授業料収入の100%確保に努める。

122) 引き続き、定員の充足に努める。

(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

123) 平成20年度に任命した特任教授による科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金への応募の支援体制を継続し、さらに講習会等も開催して、外部資金獲得額の増加を図る。

124) 外部研究資金の申請や報告書作成を支援するために特任教授を引き続き任用する。さらに名誉教授によるレビューを行うなど支援体制を強化するとともに、申請を担当する事務体制も含めて、全学的な協力体制を整備する。

125) 教員の研究シーズデータを充実し、ホームページの活用により、積極的に公開・発信するとともにコーディネータを中心に企業や行政機関等への働きかけを強め、受入実績を増やす。

(3) 不要品等の売却から収益をうるための措置

126) 引き続き、不用物品の一括処分を実施し、売却可能なものは売却を行う。また、一括処分時以外でも、可能なものは随時売却を行う。

3 経費を抑制するための措置

(1) 人件費を抑制するための措置

127) 引き続き、アウトソーシングの拡大について検討する。

(2) 光熱水費を抑制するための措置

128) 学内におけるカーボンマネジメント制度を実施するために、施設毎にCO2排出量調査を行う。また、光熱費の削減につながる方策を可能なものから実施する。

(3) 物品購入費を抑制するための措置

129) トナー等事務機器の消耗品規格の統一化について検討する。

(4) 業務委託費を抑制するための措置

130) 引き続き、契約方法等の見直しを進め、業務委託費の削減に努める。

4 資産の運用管理を改善するための措置

131) リスクのない商品で、より効率的な資金運用の導入を図る。

132) 教員研究室、実験室、共用スペースの有効利用を図るため、学科間で空き室の融通を図る。

IV 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

133) (独) 大学評価・学位授与機構による認証評価を実施する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

134) 評価結果は研究費の配分について反映済みであり、給与その他への反映について引き続き検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

135) ホームページの内容の充実を図るとともに、メールマガジン等の活用により効果的な情報の発信に努める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

136) 「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、誰もが利用しやすい施設として整備を図るとともに、屋外に設置されている案内表示や標識について、全学的なサイン計画見直しのもとに改善を行う。

137) 各学部・グループによる環境こだわりへの取組みを推進するとともに、一層のエネルギー管理を通じて省エネ対策を実施することにより、エコキャンパスの構築に努める。

2 人権の啓発に関する目標を達成するための措置

138) 引き続き、人権問題研修会を中心として、教職員や学生の人権意識を高める啓発や研修会を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 5 6 5
自己収入	1, 8 0 0
授業料および入学金検定料収入	1, 7 2 2
雑収入	7 8
産学連携等研究収入および寄附金収入等	2 1 9
目的積立金取崩	9 0
計	4, 6 7 4
支出	
業務費	4, 5 4 3
教育研究経費	3, 3 8 2
一般管理費	1, 1 6 1
施設整備費	0
産学連携等研究経費および寄附金事業費等	1 3 1
計	4, 6 7 4

〔人件費の見積り〕

期間中総額2, 8 6 1百万円を支出する。（退職手当は除く。）

2 収支計画（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4, 6 3 8
經常費用	4, 6 3 8
業務費	4, 0 7 4
教育研究経費	8 8 0
受託研究費等	1 0 6
役員人件費	7 1
教員人件費	2, 3 8 7
職員人件費	6 3 0
一般管理費	4 5 8
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1 0 6
臨時損失	0
収入の部	4, 5 6 8
經常収益	4, 5 6 8
運営費交付金収益	2, 4 5 2
授業料収益	1, 3 9 8
入学金収益	2 6 1
検定料収益	5 5
受託研究等収益	1 0 8
寄附金収益	8 0
財務収益	0
雑益	1 0 9
資産見返運営費交付金等戻入	6 5
資産見返寄附金戻入	2 2
資産見返物品受贈額戻入	1 8
臨時利益	0
純利益	△ 7 0
目的積立金取崩益	7 0
総利益	0

3 資金計画（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4,964
業務活動による支出	4,516
投資活動による支出	158
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	290
資金収入	4,964
業務活動による収入	4,584
運営費交付金による収入	2,565
授業料および入学金検定料による収入	1,715
受託研究等収入	107
寄附金収入	88
その他の収入	109
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	380

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、社会の要請や教育・研究の進展に応じた学科・専攻の柔軟な組織再編の調査検討に充てる。

Ⅹ 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
工学部新学科教育・研究機器整備	総額 151	運営費交付金

2 人事に関する計画

教員人事については、学長管理枠の運用を行うため、人事計画に基づく教員配置を進める。また、事務局職員については、人事計画に基づき法人職員の採用を進める。

3 積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別表（収容定員）

平成22年度	環境科学部	720人
	工学部	570人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	98人（前期課程72人、後期課程26人）
	工学研究科	84人（前期課程72人、後期課程12人）
	人間文化学研究科	48人（前期課程32人、後期課程16人）
人間看護学研究科	24人（修士課程24人）	